令和７年（フ）第２８４号
三重県鈴鹿市西庄内町1478番地の１、前住所三重県四日市市諏訪栄町６番25―1306号　プレミスト四日市駅前
破産者　山田　元樹
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０号
三重県員弁郡東員町北大社2167番グランディルジン211号室
破産者　勇輝商事運輸株式会社
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
大阪府箕面市桜二丁目５番76号（２Ｆ－１）
破産者　株式会社ティーイーエム
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１９７号
兵庫県姫路市飾磨区三宅二丁目54番地ハイツマエダⅡ401
破産者　株式会社ティナ
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１２１号
相模原市南区上鶴間本町３丁目13番１号　新納マンション202
破産者　宮崎　　操（旧姓徳田）
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１４７号
相模原市緑区西橋本１丁目21番４号　プラザ・ドゥ・デポンＢ103号室
破産者　澤木　潤一
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１５７号
相模原市緑区青山４番地30
破産者　菊地　星耶
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６５号
相模原市南区大野台２丁目31番21号　ＦＳ大野台ハイツ１－Ａ号室
破産者　大澤　貴史
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６６号
相模原市南区大野台２丁目31番21号　ＦＳ大野台ハイツ１－Ａ号室
破産者　大澤　廣子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７６６号
埼玉県児玉郡上里町大字五明768番地
破産者　入　　文隆
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２４９号
さいたま市北区盆栽町７番地２　メゾンドゥミモザ101
破産者　内山　裕貴
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４２号
埼玉県加須市栄566番地
破産者　田口　裕子
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４３号
埼玉県加須市栄566番地
破産者　田口　　力
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５００号
埼玉県鴻巣市人形２丁目２番45―401号　グランコート鴻巣、旧住所東京都大田区新蒲田２丁目22番14号　Ｋフィールド203
破産者　久保　宜之
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
埼玉県上尾市大字小泉２丁目３―25　レオネクスト泉205、住民票上の住所静岡県富士市蓼原69番地の８
破産者　園田　敏和
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２９０号
代替住所Ａ（旧住所　福岡県田川郡福智町伊方3405番地１）
破産者　甲斐　千晶
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９５号
福岡県飯塚市小正617番地５　グループホームホット館、申立時の住所北九州市小倉北区清水５丁目12番11―206号
破産者　清藤　　淳
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２８号
北九州市小倉南区曽根新田北３丁目12番21号
破産者　福山　優里
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７９号
北九州市小倉北区熊谷４丁目14―80、住民票上の住所北九州市小倉北区黄金２丁目９番29―304号
破産者　山下　成人
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部